

○国土交通省告示第九百五十二号

地理空間情報活用推進基本法第十六条第一項の規定に基づく地理空間情報活用推進基本法第二条第三項の基盤地図情報の整備に係る技術上の基準（平成十九年国土交通省告示第千百四十四号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年九月十五日

国土交通大臣 前田 武志

第六条第一項第十号中「国際標準化機構一九一一八」を「国際標準化機構一九一一八（二〇一一）」に改め、同項第十二号の次に次の一号を加える。

十三 国際標準化機構一九一三六（地理情報―地理マーク付け言語）

第六条第三項を削る。

附 則

この告示は、国際標準化機構一九一一八（二〇一一）（地理情報―符号化）が発行された日から施行する。